

棚田地域振興法案の基本的考え方

背景

棚田は、国民への農産物の供給にとどまらず、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、伝統文化の継承等の多面にわたる機能を果たしてきており、国民共有の財産。

棚田は、我が国の稲作文化の原点であり、多くの国民がその価値を認識し、保全を望んでいる状況。

一方で近年、耕作放棄される棚田が増えており、全国各地で棚田が荒廃の危機に直面している状況。

現状

棚田百選として134地区が認定（平成11年：農林水産省）。

農業の担い手不足と相まって棚田を維持する担い手が極端に少ない状況。

地形的な条件不利性等から棚田の維持には、多大なコストを要するのが実情。

棚田オーナー制等の取組みで棚田の維持に努力している地域もあるが限定的。

棚田の存在価値は広く認識されているものの、棚田の維持に特化した総合的な支援施策がない状況。
(棚田の維持に効果的と考えられる各府省の既存制度が現場で十分に活用されていないのが実情)

方向

農業生産活動のみに着目・依存した棚田の維持は、極めて困難で非現実的でないか。

棚田の維持には、棚田を核とした一定地域の振興（棚田地域振興）を図るという観点から、関係府省庁の関連施策をパッケージで集中的に投入することが必要かつ効果的でないか。

棚田地域振興法案の概要

棚田地域振興の目的(第1条)

棚田地域の定義(第2条)

棚田地域振興の基本理念(第3条)

国等の責務(第4条)

政府の「基本方針」作成(閣議決定)(第5条)

都道府県の「振興計画」作成(第6条)

国による「指定棚田地域」の指定(第7条)

*都道府県の申請に基づき指定

*市町村等が申請を提案することが可能

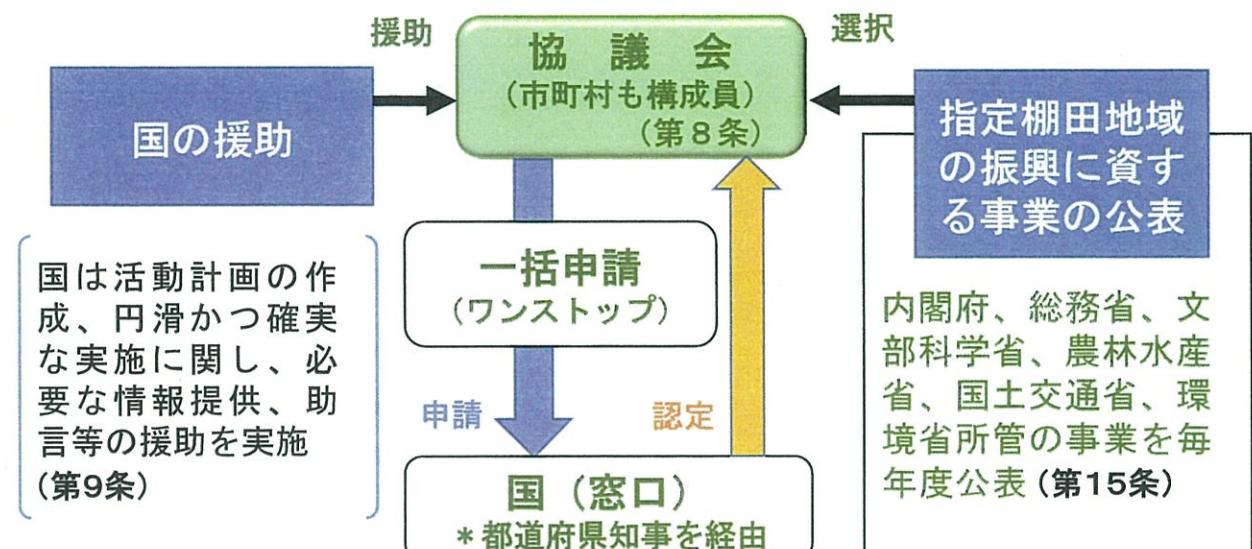
協議会が「活動計画」を作成・国に申請
→ 国が「活動計画」を認定(第8、10条)

*市町村が棚田地域振興活動に参加する者からなる
協議会を組織

*活動計画は都道府県知事と協議して作成

*「活動計画」の認定により他法律に基づく計画の
みなし認定を規定(第12、13条)

財政措置、人材育成等の支援(第14、16条)



政府に「棚田地域振興連絡会議」(以下
「連絡会議」)を設置し施策の総合的かつ
効果的な推進を図るための連絡調整を実施
(第17条)

内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省所管の事業を毎年公表(第15条)

各府省は棚田を核とした地域振興を図る上で
必要かつ有効な事業制度を予め準備し公表

- *「連絡会議」は毎年度各活動計画の進捗状況や効果の発現状況等を精査・評価
- *「連絡会議」の評価を踏まえ関係府省が必要に応じて所管の公表事業の内容見直し・追加等
- *各府省は公表した事業を優先採択するとともに拡充事項(優遇措置の追加や要件緩和等)を措置